

## 熊本県農業次世代人材投資事業推進員設置要項

(目的)

**第1条** この要項は、熊本県会計年度任用職員任用等取扱要綱(令和2年(2020年)2月14日付け人第377号総務部長通知。以下「要綱」という。)の規定に基づき、熊本県農業次世代人材投資事業推進員(以下「推進員」という。)の設置、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の区分)

**第2条** 推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職とする。

(職務)

**第3条** 推進員は、所属長の指揮監督を受け、農業次世代人材投資事業に関する次に掲げる業務を処理する。

- 一 交付対象者の受給相談及び就農支援
- 二 各種書類の確認及び資料作成
- 三 交付対象者データのシステム入力
- 四 交付対象者の研修及び就農状況の確認

(資格要件等)

**第4条** 推進員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから任用する。

- 一 パソコンの基本操作技術(ワード、エクセル等)を有すること
- 二 普通自動車運転免許を有すること

(任用期間)

**第5条** 任用期間は、1会計年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)以内とする。

(勤務日数及び勤務時間)

**第6条** 推進員の勤務日数は1ヶ月につき20日以内、勤務時間は1週間につき29時間を超えない範囲とする。

2 推進員の勤務する日及び1日の勤務時間は次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は所属長が別に定める。

	勤務時間	休憩時間	勤務時間	
月曜日から 木曜日まで	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後4時	計6時間
金曜日	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	計5時間

(休日)

**第7条** 推進員の休日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)

第1条に定める県の休日のとおりとする。

(給与)

**第8条** 推進員の報酬は日額とし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)及び要綱の定めるところによる。

(給与の支給方法)

**第9条** 所属長は、推進員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(その他)

**第10条** この要項に定めるものの外、推進員の任用及び勤務条件等については、要綱の定めるところによる。

(附則)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。